

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
5 年 第 14 号	5. 6. 6	<p>迷惑防止条例全体への陳情</p> <p>昨今の例えば銀座の白昼強盗事件等を見るとき、犯罪はより組織化し、オレオレ詐欺、劇場型特殊詐欺、闇バイトをインターネットを使い、実行犯は顔を合わせず、指示役、分担実行役、首謀役とグループ化し組織化して行われている。</p> <p>迷惑行為等も不特定多数に依頼する事は可能で、地域の防犯パトロールの情報等を悪用すること、公的機関や団体の情報、民間企業、団体、宗教団体、非営利団体、反社会組織などを利用し、不特定の人々に集団的につきまとい行為、嫌がらせ行為、証拠を取らせず、法の網の目をくぐり、わざと軽微な犯罪に止め、長期にわたり個人を追い込み再起不能にする事が復讐代行、嫌がらせ依頼により可能となり、全国に被害者がいる。</p> <p>そこで、犯人は全く検挙されず、被害者側が逆に精神疾患などと公的機関から完全に見放されている現状を認識し、犯罪の有無を県議会、警察が把握すること、国家への提案、条例改正を求め陳情する。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>1 これら組織的集団的犯罪との認識の遅れには、「ストーカー規制法の恋愛のもつれによる」という矮小型犯罪が発端となっていることによる。</p> <p>時代は大人数を動かせる強者が弱者に対して資金を投入し復讐させる、自身の保身等に個人を追い込む。</p> <p>ストーカー規制法の改正、組織的集団的つきまといストーカー行為を主体とし、恋愛によるもつれ等は一部を変更し、組織的な犯罪の刑罰も首謀者が重く罰せられるような改正を茨城県議会として調査し、国に提案してほしい。</p> <p>2 2021年一部改正の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に準じて、県の条例にも、SNS、GPSによる被害者に強力に迫る脅迫状態を、細かく一般市民にも分かり易くどのような機器を使用しているのか、盗聴盗撮についても、どの様な大きさで性能があるのか調査し明記し、画像入り冊子を作り、周知啓蒙すること。</p> <p>3 住居等と言われ住居の中に於いても位置や何をしているかまで、把握されていると訴える方が多く、新たな科学技術を使用している可能性もある。被害者の報告を、まず聞き取り、真剣に県でも調査チームを作り、警察も簡単に決</p>	<p>特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan 理事長 押越 清悦</p>	<p>文教警察</p>

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>めつけず、捜査を真剣に行ってもらいたい。</p> <p>4 条例の第5条で、組織的に不特定多数の集団的つきまとい行為、ストーカー行為を入れ替わり立ち代わりされたら、証拠は取れず、被害者は追い込まれ、生活に困り、徐々に自殺まで考えてしまう。そしてその手口は本当に些細な事の繰り返しである。</p> <p>この集団ストーカーという犯罪の基本的なマニュアルがあり、ガスライティング手法と言い、昨年のアメリカの流行語にも入っている。</p> <p>これを県議会議員、そして一般県民に分かり易く説明出来るよう啓蒙活動が必要である。</p> <p>(参考)</p> <p>茨城県迷惑行為防止条例 平成13年3月28日 茨城県条例第34号 〔茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例〕 (つきまとい等の嫌がらせ行為の禁止)</p> <p>第5条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行い、著しい不安又は迷惑を覚えさせてはならない。以下略の条への陳情と、現今の犯罪の多様性を考え迷惑防止条例全体への陳情でもある。</p>		